

就職応援奨学金制度規程



SAITO MEDICAL GROUP

制度の定義（第1条）

将来当グループにて資格を取得して就職しようとする学生のための資金援助
・就職確保制度。

制度の目的（第2条）

対象資格の取得を支援し、修学校在籍中の資金援助を行うと共に、卒業後の就職先を確保する。

対象者（第3条）

修学校を卒業と同時に当グループの関連施設へ、対象資格を取得した上で就職しようとする者。

奨学金の申請手順・審査および採用基準

1. 申請手続き (第4条)

次の必要書類を修学校の窓口を介して提出します。

- * 本奨学金申請書
- * 連帯保証人の印鑑証明書
- * 課題作文
- * 当該修学校からの推薦書

※提出先：一般財団法人SAITO MEDICAL GROUP

2. 審査プロセス (第5条)

確実なステップによる公正な審査を行います。

- * **選考方法**：提出書類および申請者本人への面接試験により決定します。
- * **審査主体**：卒業後に実際に就業予定の各グループ法人（卒後就業先法人）が実施。
- * **結果通知**：卒後就業先法人より修学校宛へ書面通知。

3. 採用基準 (第6条)

人物および将来性を総合的に考慮します。

- * **総合評価**：第4条に基づく申請書類一式と面接の回答内容を多角的に評価して採否を決定。
- * **採用枠数**：採用を予定する各グループ法人の財務状況、事業計画、および年度ごとの採用計画に準じます。

奨学金の貸与期間と在学中のサポート体制

貸与期間と定期フォロー (第7条)

■ 貸与の期間

修学校への入学時、または在学中の申請時から、卒業を迎える月までの期間とします。

■ 休学中の扱い

病気等の事情により休学を余意なくされる場合であっても、前項と同様に継続して貸与します。

■ 定期面談の義務化

奨学生の健全な学業継続をサポートするため、卒後就業先法人の担当者と奨学生による定期面談を「年度毎に1回」必ず実施します。

卒後就職先法人の変更・異動 (第10条)

■ 原則変更不可

在学期間中に、当初決定された「卒後就職先法人」を個人の都合で自由に変更することは、原則として認めません。

■ 例外承認措置

ただし、奨学生にやむを得ない特段考慮すべき事情が発生し、当グループが書面によりそれを承認した場合は、例外として変更が認められることがあります。

※手続きの詳細は施行規則（移籍手続き）に基づき実施されます。

奨学金の貸与（毎月支給）と適正な管理

貸与規定と振込（第8条1・2項）

■ 貸与月額

資格別月額（別表1）およびその範囲（施行規則第2条）に定める通り決定します。

■ 振込日と口座

本人の申請口座へ毎月25日に確実に振り込まれます。

■ 前倒し支給

25日が金融機関休業日の場合は、その直前の営業日に前倒しで振り込みを行います。

停止・減額規定と報告義務（第8条3項）

■ 交付停止・減額

指導（補導）上、学業や生活態度（性向）が著しく不良であると認められた場合、支給を一時停止、または減額することがあります。

■ 年次報告書の義務

当グループが必要と認めた場合、奨学生は学業成績や生活状況に関する報告書を毎年提出しなければなりません。

奨学金の「返済免除」を満たすための条件

1. 基本免除要件 (第9条1項)

修学校を卒業後、当グループに取得資格をもって入職し、「12ヶ月の据置期間」および「貸与月数」（必要勤続期間）を勤務した場合、書面による「返済免除通知書」をもって返済義務が完全に免除されます。

2. 休職・懲戒処分 (第9条2・3項)

次の期間は「必要勤続期間」のカウント（月数）から除外されます。

- * 休職・休業日がかかる月（育休・傷病・私傷病休職等含む）
- * 懲戒処分により、停職などの出勤停止処分を受けた日の属する月

3. 資格未取得の扱い (第9条4項)

卒業と同時に修学校で目指していた対象国家資格等の取得ができずに当グループへ就職した場合であっても、当該資格を正式に保有していない期間については、必要勤続期間に一切算入されません。

返済義務が発生する事由と返済額の計算方法

該当事由が生じた場合、退学・退職日の属する月の翌月末日までに一括返済（無利子）する必要があります。また、卒業後3年以内に資格取得できない場合も返済対象となります（第9条7項）。

フェーズ	返済事由（第9条5項）	返済額の計算（別表2）
在学中	自己都合または懲戒による退学	退学までに貸与した全額
入職後	必要勤続期間内の自己都合退職・解雇（12ヶ月未満）	貸与を受けた全額
入職後	必要勤続期間内の自己都合退職・解雇（12ヶ月以上）	一部返済： $(\text{貸与月数} - \text{就業満月数} + 12\text{ヶ月}) \times \text{貸与月額}$
入職後	懲戒解雇となった場合	就業月数に関係なく 全額

取得を目指す資格別の「貸与月額」および「貸与範囲」

規程第8条1項（別表1）および施行規則第2条に基づきます。実際の貸与月額は、貸与決定時の選考における総合的な評価により、下記の下限～上限の範囲内で最終決定されます。

資格名	貸与月額の範囲	資格名	貸与月額の範囲
医師	10万円	言語聴覚士	5万円
看護師	5万円	管理栄養士	5万円
准看護師	5万円	社会福祉士	5万円
薬剤師	5万円	精神保健福祉士	5万円
理学療法士	5万円	臨床心理士	5万円
作業療法士	5万円	公認心理師	5万円

グループ内移籍ルール・規定外事項および管轄

グループ内の移籍と金銭補填 (施行規則第3条)

■ 移籍に伴う精算

奨学生が必要勤続期間中にグループ内の法人間で異動・移籍する場合、移籍先法人が移籍元法人に対し、必要勤続期間の残期間に応じた「奨学金抛出額」を補填・補正します。

■ 計算の基準

この際の補填額は、別表2で定める「入職後の12ヶ月未満及び12ヶ月以上」の返済額計算基準を準用します。

■ 在学中の変更

在学中に就職先法人を変更した場合も、変更先法人が変更元法人へそれまでに抛出した奨学金の額を全額補填します。

その他一般法規・合意管轄・施行日

■ 規則の目的

本施行規則は、規程の事務および手続きの執行を円滑、迅速かつ適正に遂行することを目的とします。

■ 規定外の事項

規程に定めがない疑義、あるいは想定外の事態が生じたときは、当グループと奨学生とで誠意をもって都度協議の上で決定します。

■ 専属的合意管轄 (第12条)

万が一裁判上の争いが生じたときは、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

※附則：本規程および規則は、令和6年4月1日より施行する。